

社団法人日本山岳協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本山岳協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区神南1丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、正しい登山を指導普及してその健全な発展を図り、あわせて登山を通して国民体育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 登山技術の指導
- (2) 登山道徳の啓発及び普及
- (3) 山岳遭難の予防と遭難対策に関する企画及び指導
- (4) 山岳競技の普及及び指導
- (5) 山岳競技会の開催
- (6) 山岳自然保護運動の推進
- (7) 登山公認指導員の育成、認定及び指導
- (8) 海外登山の啓発及び指導
- (9) 機関紙その他の刊行物の刊行
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 都道府県内の山岳団体を代表するもので理事会の承認を受けた者、及び理事会が特に必要と認めるその他の山岳団体を代表する者で、総会の承認を受けた者
- (2) 特別会員 登山に関する学識経験者で、会長の申し出により、理事会が適当と認めて推薦して総会の承認を受けた者
- (3) 賛助会員 この法人の目的・事業に賛同する団体又は個人で理事会が推薦する者

(4) 名誉会員 この法人の目的達成に多大の貢献をした者で、総会の議決をもって推薦する者
(会費)

第6条 この法人の会費は、年額次のとおりとする。

- (1) 正会員 正会員の代表する団体の構成団体数に、5,000円を乗じたものに100,000円を加えた額
- (2) 特別会員 2,000円
- (3) 賛助会員 1口(1万円)

2 既納の会費は、いかなる理由であってもこれを返還しない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会金5,000円(特別会員及び賛助会員を除く。)及び会費を添えて所定の入会申込書を提出し、第5条に定める手続きを経なければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となる。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が死亡し、又は正会員の代表する団体が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、出席会員の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。ただし、総会は、議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

第4章 役員・評議員及び職員等

(役員)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上35名以内(うち会長1名、副会長4名以内、専務理事1名及び常務理事若干名)
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第11条 会長、副会長は、理事会及び評議員会の推薦により総会で選任し、就任と同時に理事となる。

2 理事は、次により総会で選任し、専務理事及び常務理事は理事が互選する。

- (1) 正会員のうちから17名以上25名以内
- (2) 特別会員で会長の推薦する者のうちから8名以上10名以内

3 監事は、評議員会の推薦により総会で選任する。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務に関する事項を議決し、執行する。
- 4 専務理事は、常務理事の業務を総括する。
- 5 常務理事は、日常の業務を処理する。
- 6 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員の任期・定年制)

第 13 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠役員又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 この法人の運営上必要と認めるときは、役員の定年制を設けることができる。

(役員の解任)

第 14 条 役員が次に掲げる事項に該当するときは、正会員及び特別会員現在数の 4 分の 3 以上の議決により解任することができる。ただし、総会は、議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員の報酬・退職金)

第 15 条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員の報酬及び退職金は、理事会の議を経て会長が定める。

(評議員)

第 16 条 この法人に、評議員 40 名以上 50 名以内を置く。

- 2 評議員は、正会員の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 3 評議員は、評議員会を組織し、この定款で定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要と認めた事項について会長に助言する。
- 4 評議員の任期は、第 13 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。

(名誉会長、顧問及び参与)

第 17 条 この法人に、名誉会長 1 名、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、日本の登山界の発展に大きな功績のあった者の中から、総会の推挙により会長が委嘱する。名誉会長は、重要な事項について会長に意見を述べることができる。
- 3 顧問は、会長、副会長であった者又はそれに準ずる功績のあった者の中から、総会の推挙により、会長が委嘱する。顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ、必要と認めた事項について会長に助言する。

4 参与は、総会の推挙により会長が委嘱する。参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べる。

(特別専門員)

第 18 条 この法人に、理事会の議決を経て、特別専門員を置くことができる。

2 特別専門員は、専門の事項について会長の諮問に応える。

(事務局職員)

第 19 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第 5 章 会 議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会、理事会及び評議員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成し、理事会、評議員会は、理事及び評議員をもって構成する。

(機能)

第 22 条 総会、理事会及び評議員会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会

- ア 事業計画及び予算の決定
- イ 事業報告及び決算の承認
- ウ その他この法人の運営に関する重要な事項

(2) 理事会

- ア 総会が議決した事項の執行に関する事項
- イ 総会に付議すべき事項
- ウ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(3) 評議員会

- ア 総会の議題
- イ その他理事会で必要と認められた事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年事業年度終了後 2 月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長、理事会及び監事が必要と認めたとき、又は正会員及び特別会員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して会議の開催を請求されたときは、その請求のあった日から起算して 30 日

以内に開催する。

3 理事会は、毎年2回、評議員会は毎年1回開催するほか、会長が必要と認めるとき、理事現在数の3分の1以上又は評議員現在数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して会議の開催を請求されたときは、その請求のあった日から起算して30日以内に、理事会若しくは評議員会を開催する。

(招集)

第24条 会議は、会長が招集する。

2 会議の招集は、会議の構成員に対し、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 会議の議長は、会長がこれに当たる。ただし、評議員会については、出席評議員の中から議長を選出する。

(会議の成立)

第26条 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 会議の議事は、この定款で別に定めるものを除き、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会員への通知)

第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第30条 会議の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した構成員の中から選任された議事録署名人2人以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入

- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第32条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 総会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第33条 資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が管理する。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、総会において正会員及び特別会員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、文部科学大臣の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第35条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

第36条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第38条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに監事の意見を付け、総会の承認を受けて事業年度終了後3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、総会の議決を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(義務の負担及び権利の放棄)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総

会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第40条 新たに借入れ(その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。)しようとするときは、総会において正会員及び特別会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、総会において正会員及び特別会員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、文部科学大臣の認可を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第43条 この法人の解散は、総会において正会員及び特別会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2 解散に伴う残余財産は、総会において正会員及び特別会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第8章 雑則

(書類及び帳簿の備付等)

第44条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員、その他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会等の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書

(11) 貸借対照表

(12) 正味財産増減計算書

(13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の書類は10年以上、同項第8号の書類は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(施行細則)

第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人は、日本山岳協会に属した権利義務の一切を継承する。

昭和43年5月25日 制定認可

昭和44年9月22日 改正認可

昭和49年11月21日 改正認可

この定款の改定は、認可の日から施行し昭和49年4月1日から適用する。

昭和51年3月1日 改正認可

17条の改正は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和52年8月10日 改正認可

第6条および第11条の改正は、昭和52年4月1日から実施する。

第4条および第6条の改正は、昭和55年4月1日から実施する。

昭和57年8月12日 改正認可

第6条の改正は、認可の日から施行し昭和57年4月1日から適用する。

平成2年3月31日 改正認可

第6条の改正は、認可の日から施行して平成元年4月1日から適用する。

平成7年12月6日 改正認可

第11条、第12条、第13条および第18条の改正は、認可の日から施行する。

平成9年5月7日 改正認可

第6条の改正は、認可の日から施行し平成9年4月1日から適用する。

平成16年4月6日 改正認可

この改正は、認可の日から施行し平成16年4月1日から適用する。